

豊田おいでんまつり実行委員会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田おいでんまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、実行委員会の会長（以下「会長」という。）が非公開が適当と判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議公開の周知)

第3条 会議公開の周知は、豊田市観光協会ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(傍聴人の数)

第4条 会長は、会場の都合により、あらかじめ会議を傍聴できる人数を定めなければならない。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議開会時刻までに会場の指定の入口で自己の住所、氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(入場の禁止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 指示のある場合を除き発言しないこと
- (3) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと
- (4) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと
- (5) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと
- (6) 飲食又は喫煙行為をしないこと
- (7) 携帯電話等無線機器の電源を切ること
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第9条 会長または事務局は、傍聴人がこの要綱に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。